

資料編

連結決算の状況

■業績の状況(連結)

当第2四半期連結累計期間(令和4年4月1日~令和4年9月30日)におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、ワクチン接種の推進や経済活動の制限緩和により、個人の消費等に持ち直しの動きが見られました。一方で、ウクライナ情勢に起因した国際的な原材料価格の高騰、また急速な円安の進行に伴う物価の上昇等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大や資源価格の高騰により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客さまや地域経済を支え続けていくこと、また、デジタライゼーションへの対応、SDGs・ESGへの取組み等も重要な課題となっており、こうした取組み等により、地域の実情等を踏まえた持続可能なビジネスモデルへの転換が強く求められております。

こうしたなか、当社は、平成31年4月よりスタートさせた第4次経営計画『変革と進化への挑戦 \sim 変わる"トモニ"変わらぬ"ともに" \sim 』に基づき『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、4つの基本戦略の展開を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に努めております。

このような環境を踏まえ、当第2四半期連結累計期間は以下のような経営成績を収めることができました。

イ. 損益の状況

当第2四半期連結累計期間における損益状況は、貸出金利息、有価証券利息配当金及び株式等売却益が増加したこと等により、前第2四半期連結累計期間比4,769百万円増加して38,295百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損及び与信関連費用が増加したこと等により、同4,398百万円増加して28,759百万円となりました。その結果、経常利益は同372百万円増加して9,536百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同53百万円増加して6,848百万円となりました。

ロ. 主要勘定の状況

当第2四半期連結会計期間末における主要勘定残高の状況は、資産の部合計は前連結会計年度末比464億円増加して4兆6,424億円となり、純資産の部合計は同71億円減少して2,386億円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は同798億円増加して4兆1,419億円、貸出金残高は同805億円増加して3兆3,104億円、有価証券残高は同299億円増加して7,577億円となりました。

ハ、キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により前第2四半期連結累計期間は128,552百万円の資金を獲得しましたが、当第2四半期連結累計期間は46,034百万円を支出しました。これは、預金の増加による資金獲得が減少したことや、借入金の減少による支出が増加したこと等によるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において投資活動の結果支出した資金は20,489百万円となり、前第2四半期連結累計期間比7,286百万円の支出増加となりました。これは前第2四半期連結累計期間と比較して、有価証券の取得による支出が増加したこと等によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において財務活動の結果支出した資金は778百万円となり、前第2四半期連結累計期間比39百万円の支出増加となりました。これは前第2四半期連結累計期間と比較して、配当金の支払いによる支出が増加したこと等によるものであります。

④ 現金及び現金同等物の増減状況

上記の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比67,288百万円減少し、465,525百万円となりました。



■主要な経営指標等の推移(連結)

		令和2年度 中間期	令和3年度 中間期	令和4年度 中間期	令和2年度	令和3年度
連結経常収益	百万円	35, 597	33, 526	38, 295	70, 687	70, 335
連結経常利益	百万円	6, 704	9, 164	9, 536	14, 493	19, 132
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	4, 570	6, 795	6, 848	_	_
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円				9, 984	13, 062
連結中間包括利益	百万円	13, 223	8, 260	△6, 517	_	_
連結包括利益	百万円	_		_	24, 034	4, 080
連結純資産額	百万円	232, 971	250, 849	238, 654	243, 183	245, 730
連結総資産額	百万円	4, 312, 972	4, 601, 327	4, 642, 440	4, 407, 903	4, 596, 057
1株当たり純資産額	円	1, 432. 03	1, 540. 69	1, 454. 91	1, 494. 87	1, 506. 59
1株当たり中間純利益	円	28. 67	42. 47	42. 49		
1株当たり当期純利益	円	_	_	_	62. 51	81. 53
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	28. 12	41. 61	41. 67	_	_
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	_		_	61. 26	79.81
自己資本比率	%	5. 30	5. 36	5. 06	5. 42	5. 26
連結自己資本比率(国内基準)	%	8. 76	8. 85	8. 81	8. 82	8. 84
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	224, 048	128, 552	△46, 034	228, 257	47, 910
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△19, 441	△13, 203	△20, 489	△42, 814	△27, 436
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△699	△739	△778	△1, 387	△2, 375
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	534, 555	629, 320	465, 525	514, 705	532, 813
従業員数	人	2, 380	2, 364	2, 300	2, 282	2, 264
[外、平均臨時従業員数]	人	[289]	[275]	[255]	[286]	[273]

- (注) 1. 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計一(中間) 期末新株予約権一(中間) 期末非支配株主持分) を(中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 2. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。

当社は、国内基準を採用しております。

■金融商品取引法に基づく監査を受けている旨(連結)

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、令和3年度中間期及び令和4年度中間期の連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。



■セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは、銀行業を中心とした金融サービス業務を提供しており、銀行業及びリース業を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に おける記載と同一であります。

事業セグメントの利益は、経常利益としております。また、セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する 経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

	報告セグメント		その他	合計	調整額	中間連結財務	
	銀行業	リース業	計	~ マグル		神雀領	諸表計上額
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	29, 732	3, 301	33, 033	492	33, 526	_	33, 526
セグメント間の内部経常収益	109	50	159	1,672	1,831	△1,831	_
計	29, 841	3, 351	33, 193	2, 164	35, 357	△1,831	33, 526
セグメント利益又は損失(△)	9, 120	△31	9, 089	770	9, 860	△696	9, 164
セグメント資産	4, 586, 857	17, 220	4, 604, 078	103, 192	4, 707, 271	△105, 943	4, 601, 327
セグメント負債	4, 345, 234	14, 414	4, 359, 648	7, 132	4, 366, 781	△16, 302	4, 350, 478
その他の項目							
減価償却費	951	13	964	22	986	△8	978
資金運用収益	23, 583	8	23, 592	689	24, 281	△703	23, 577
資金調達費用	597	43	641	13	654	△43	611
特別利益	205	_	205	_	205	_	205
特別損失	207	_	207	0	207	_	207
減損損失	78	_	78	_	78	_	78
税金費用	2, 375	△50	2, 324	35	2, 360	△9	2, 350
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	854	5	860	97	957	△46	910

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と 中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
 - 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、カード業及びベンチャーキャピタル業等が含まれております。
 - 3. 調整額は、次のとおりであります。
 - (1)セグメント利益の調整額△696百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (2)セグメント資産の調整額△105,943百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (3)セグメント負債の調整額△16,302百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (4)減価償却費の調整額のうち9百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であり、△18百万円はセグメント間取引消去であります。
 - (5)資金運用収益の調整額△703百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (6)資金調達費用の調整額△43百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (7)税金費用の調整額△9百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (8)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△46百万円はセグメント間取引消去であります。
 - 4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。



当中間連結会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

	報告セグメント		その他	合計	調整額	中間連結財務	
	銀行業	リース業	計	~ V)11LL		神雀領	諸表計上額
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	34, 426	3, 332	37, 758	537	38, 295	_	38, 295
セグメント間の内部経常収益	106	69	175	1, 657	1, 833	△1,833	
=	34, 532	3, 401	37, 934	2, 195	40, 129	△1,833	38, 295
セグメント利益	9, 338	84	9, 422	763	10, 185	△649	9, 536
セグメント資産	4, 627, 901	17, 223	4, 645, 125	103, 733	4, 748, 858	△106, 418	4, 642, 440
セグメント負債	4, 398, 501	14, 208	4, 412, 710	7, 428	4, 420, 139	△16, 353	4, 403, 785
その他の項目							
減価償却費	987	13	1,000	24	1, 025	△9	1,015
資金運用収益	26, 417	9	26, 426	687	27, 114	△702	26, 411
資金調達費用	541	42	584	13	597	△42	555
特別利益	4	_	4	_	4	_	4
特別損失	83	_	83	13	97	_	97
減損損失	35	_	35	_	35	_	35
税金費用	2, 514	△22	2, 491	44	2, 536	3	2, 539
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,013	27	1,041	6	1, 047	△0	1,046

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と 中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
 - 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、カード業及びベンチャーキャピタル業等が含まれております。
 - 3. 調整額は、次のとおりであります。
 - (1)セグメント利益の調整額△649百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (2)セグメント資産の調整額△106,418百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (3)セグメント負債の調整額△16,353百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (4)減価償却費の調整額のうち11百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であり、△21百万円はセグメント間取引消去であります。
 - (5)資金運用収益の調整額△702百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (6)資金調達費用の調整額△42百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (7)税金費用の調整額3百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (8)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△0百万円はセグメント間取引消去であります。
 - 4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。



【関連情報】

前中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	19, 681	4, 714	3, 293	5, 836	33, 526

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1)経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	20, 752	7, 789	3, 323	6, 430	38, 295

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1)経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90% を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位:百万円)

	幸	8告セグメン	F	その研	その仲 合計 調敷類					1 11/4 / 1/14 / 1/4
	銀行業	リース業	計	その他	合計	 神 登 領	諸表計上額			
減損損失	78	_	78	_	78	_	78			

当中間連結会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

(単位:百万円)

	幸	服告セグメン]	\	その他合計調整額			中間連結財務
	銀行業	リース業	計	その他	台町	神雀領	諸表計上額
減損損失	35	_	35		35	_	35

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 前中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

該当ありません。 当中間連結会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日) 該当ありません。

当中間連結会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)該当ありません。

該当ありません。



■リスク管理債権額(連結)

	- 1-7
区分	令和3年度中間期
破綻先債権額	2, 192
延滞債権額	45, 777
3ヵ月以上延滞債権額	44
貸出条件緩和債権額	9, 428
合計	57, 442
部分直接償却実施額	10, 242
貸出金残高 (末残)	3, 149, 610

	(単位:百万円)
区分	令和4年度中間期
破産更生債権及び これらに準ずる債権額	11, 044
危険債権額	46, 784
三月以上延滞債権額	1, 756
貸出条件緩和債権額	4, 696
合計	64, 282
正常債権額	3, 311, 947
部分直接償却実施額	9, 335
総与信残高(末残)	3, 376, 230

- (注) 1. 令和4年度中間期については、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。
 - 2. 各年度におけるリスク管理債権の定義は以下のとおりです。
 - (1)令和3年度中間期
 - ①破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は 弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法、破産法などの開始の申立てがあったなどの事由に該当する債務者に対する貸出金のこと。

②延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金のこと。

③3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権 に該当しない貸出金のこと。

④貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上 延滞債権に該当しない貸出金のこと。

- (2) 令和 4 年度中間期
 - ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対 する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

③三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金のこと。

④貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金のこと。

⑤正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①から④までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。



中間連結財務諸表

■中間連結貸借対照表

(資産の部) (単位:百万円)

	(+12, 12,11)
令和3年度中間期 (令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)
634, 534	470, 612
470	458
7, 442	1, 150
712, 191	757, 746
3, 149, 610	3, 310, 444
8,043	11, 361
9, 899	10, 102
49, 200	47, 656
36, 498	35, 979
1, 308	1, 269
5, 512	6,060
224	4, 959
8, 460	7, 659
△22, 070	△23, 023
4, 601, 327	4, 642, 440
	(令和3年9月30日) 634,534 470 7,442 712,191 3,149,610 8,043 9,899 49,200 36,498 1,308 5,512 224 8,460 △22,070

(負債及び純資産の部) (単位:百万円)

科 目	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)
負債の部		
預金	3, 923, 397	4, 001, 790
譲渡性預金	124, 988	140, 179
コールマネー及び売渡手形	_	17,000
債券貸借取引受入担保金	_	9, 267
借用金	257, 578	194, 531
外国為替	0	11
その他負債	28, 444	31, 378
賞与引当金	325	330
—————————————————————————————————————	47	46
退職給付に係る負債	156	148
睡眠預金払戻損失引当金	255	177
偶発損失引当金	136	132
	_	226
繰延税金負債	5, 869	95
再評価に係る繰延税金負債	817	808
支払承諾	8, 460	7, 659
負債の部合計	4, 350, 478	4, 403, 785
純資産の部		
資本金	25, 000	25, 000
資本剰余金	25, 806	25, 961
利益剰余金	176, 826	188, 490
自己株式	△1, 350	△750
株主資本合計	226, 281	238, 702
その他有価証券評価差額金	18, 370	△5, 611
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	1, 426	1, 423
退職給付に係る調整累計額	718	705
その他の包括利益累計額合計	20, 515	△3, 481
新株予約権	1, 215	1,005
非支配株主持分	2,773	2, 428
純資産の部合計	232, 971	238, 654
負債及び純資産の部合計	4, 312, 972	4, 642, 440



■中間連結損益計算書

■中間連結損益計算書		(単位:百万円)
科目	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
経常収益	33, 526	38, 295
資金運用収益	23, 577	26, 411
(うち貸出金利息)	(19, 681)	(20, 752)
(うち有価証券利息配当金)	(3, 698)	(5, 246)
役務取引等収益	5, 192	5, 340
その他業務収益	4, 086	3, 565
その他経常収益	668	2, 977
経常費用	24, 361	28, 759
資金調達費用	611	555
(うち預金利息)	(566)	(486)
役務取引等費用	2,026	2,006
その他業務費用	3, 330	7, 432
営業経費	17, 031	16, 603
その他経常費用	1, 362	2, 161
経常利益	9, 164	9, 536
特別利益	205	4
固定資産処分益	205	4
特別損失	207	97
固定資産処分損	129	48
減損損失	78	35
債務保証損失引当金繰入額	_	13
税金等調整前中間純利益	9, 162	9, 443
法人税、住民税及び事業税	2, 178	2, 685
法人税等調整額	172	△145
法人税等合計	2, 350	2, 539
中間純利益	6,811	6, 903
非支配株主に帰属する中間純利益	15	54
親会社株主に帰属する中間純利益	6, 795	6, 848

■中間連結包括利益計算書

科目	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
中間純利益	6, 811	6, 903
その他の包括利益	1, 448	△13, 421
その他有価証券評価差額金	1, 515	△13, 363
繰延ヘッジ損益	△1	0
退職給付に係る調整額	△65	△57
中間包括利益	8, 260	△6, 517
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	8, 279	△6, 550
非支配株主に係る中間包括利益	△19	32



■中間連結株主資本等変動計算書

令和3年度中間期(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日) (単位:百万円						
			株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	25, 000	25, 808	170, 751	△1,515	220, 043	
会計方針の変更による 累積的影響額			△49		△49	
会計方針の変更を反映 した当期首残高	25, 000	25, 808	170, 701	△1, 515	219, 994	
当中間期変動額						
剰余金の配当			△647		△647	
親会社株主に帰属 する中間純利益			6, 795		6, 795	
自己株式の取得				△202	△202	
自己株式の処分		$\triangle 2$		367	365	
土地再評価差額金の取崩			△23		△23	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	_	△2	6, 124	165	6, 287	
当中間期末残高	25, 000	25, 806	176, 826	△1, 350	226, 281	

	1					1		
		その他	の包括利益	累計額				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	学 据 Δ	に徐る	その他の 包括利益 累計額合計	- 新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	16, 819	1	1,402	784	19,007	1, 224	2, 907	243, 183
会計方針の変更によ る累積的影響額							△48	△98
会計方針の変更を反映 した当期首残高	16, 819	1	1, 402	784	19, 007	1, 224	2, 858	243, 084
当中間期変動額								
剰余金の配当								△647
親会社株主に帰属 する中間純利益								6, 795
自己株式の取得								△202
自己株式の処分								365
土地再評価差額金の取崩								△23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	1, 550	Δ1	23	△65	1, 508	△8	△22	1, 476
当中間期変動額合計	1,550	$\triangle 1$	23	△65	1, 508	△8	$\triangle 22$	7, 764
当中間期末残高	18, 370	0	1,426	718	20, 515	1, 215	2,836	250, 849



令和4年度中間期(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

令和4年度中間期(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日) (単位:百万円)							
			株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	25, 000	25, 972	182, 386	△1, 142	232, 216		
当中間期変動額							
剰余金の配当			△727		△727		
親会社株主に帰属			6, 848		6, 848		
する中間純利益			0, 040		0, 040		
自己株式の取得				△158	△158		
自己株式の処分		△10		550	539		
土地再評価差額金の取崩			△16		△16		
株主資本以外の項目の							
当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	_	△10	6, 104	391	6, 485		
当中間期末残高	25,000	25, 961	188, 490	△750	238, 702		

		va - 11	- 4 1 4 4 1 1 /	mi ni det		1		
		その他	の包括利益					
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	学 据 Δ	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	7, 730	0	1, 406	763	9, 900	1, 215	2, 398	245, 730
当中間期変動額								
剰余金の配当								△727
親会社株主に帰属する中間純利益								6, 848
自己株式の取得								△158
自己株式の処分								539
土地再評価差額金の取崩								△16
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△13, 341	0	16	△57	△13, 382	△209	30	△13, 561
当中間期変動額合計	△13, 341	0	16	△57	△13, 382	△209	30	△7, 075
当中間期末残高	△5, 611	0	1, 423	705	△3, 481	1,005	2, 428	238, 654



(単位:百万円)

■中間連結キャッシュ・フロー計算書

令和3年度中間期 令和4年度中間期 科目 (自 令和3年4月1日 (自 令和4年4月1日 令和3年9月30日) 令和4年9月30日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前中間純利益 9, 162 9,443 978 1,015 減価償却費 減損損失 78 35 貸倒引当金の増減(△) $\triangle 50$ 1,020 賞与引当金の増減額(△は減少) 10 役員賞与引当金の増減額 (△は減少) $\triangle 55^{-}$ $\triangle 60$ 退職給付に係る資産の増減額(△は増加) $\triangle 200$ $\triangle 187$ 退職給付に係る負債の増減額(△は減少) 0 1 睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少) $\triangle 14$ $\triangle 10$ 偶発損失引当金の増減額 (△は減少) $\triangle 9$ $\triangle 4$ 債務保証損失引当金の増減額(△は減少) 13 $\triangle 23,577$ $\triangle 26,411$ 資金運用収益 資金調達費用 611 555 有価証券関係損益(△) $\triangle 579$ 216 金銭の信託の運用損益(△は運用益) $\triangle 41$ 48 為替差損益 (△は益) $\triangle 938$ △29, 309 固定資産処分損益 (△は益) $\triangle 76$ 44 貸出金の純増(△)減 $\triangle 65,901$ $\triangle 80,493$ 預金の純増減 (△) 96, 104 53, 147 譲渡性預金の純増減 (△) 56,009 26,678 借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△) 54, 760 △49, 243 預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減 225 54 コールマネー等の純増減(△) △23,000 17,000 債券貸借取引受入担保金の純増減 (△) 9, 267 外国為替(資産)の純増(△)減 $\triangle 1,535$ $\triangle 4, 114$ 外国為替(負債)の純増減(△) $\triangle 11$ $\triangle 17$ リース債権及びリース投資資産の純増(△)減 $\triangle 79$ $\triangle 239$ 資金運用による収入 23, 992 26, 365 $\triangle 744$ 資金調達による支出 $\triangle 607$ その他 6, 151 3,047 小計 131, 116 $\triangle 42,591$ 法人税等の支払額 $\triangle 2,563$ $\triangle 3,442$ 営業活動によるキャッシュ・フロー 128, 552 $\triangle 46,034$ 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 $\triangle 100,047$ $\triangle 124,896$ 有価証券の売却による収入 36, 750 68, 811 53, 959 36, 459 有価証券の償還による収入 金銭の信託の増加による支出 $\triangle 5,545$ $\triangle 6,072$ 金銭の信託の減少による収入 2,000 6,200 有形固定資産の取得による支出 $\triangle 827$ $\triangle 892$ 有形固定資産の売却による収入 21 535 無形固定資産の取得による支出 $\triangle 120$ 投資活動によるキャッシュ・フロー $\triangle 13, 203$ $\triangle 20,489$ 財務活動によるキャッシュ・フロー 配当金の支払額 $\triangle 644$ $\triangle 726$ 非支配株主への配当金の支払額 $\triangle 2$ $\triangle 2$ 自己株式の取得による支出 $\triangle 202$ $\triangle 158$ 自己株式の処分による収入 160 160 リース債務の返済による支出 $\triangle 50$ $\triangle 51$ $\triangle 739$ △778 財務活動によるキャッシュ・フロー 現金及び現金同等物に係る換算差額 5 14 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) 114,615 $\triangle 67,288$ 現金及び現金同等物の期首残高 514, 705 532,813 現金及び現金同等物の中間期末残高 629, 320 465, 525



■注記事項(令和4年度中間期)

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

9 社

株式会社徳島大正銀行 株式会社香川銀行

トモニシステムサービス株式会社 株式会社徳銀ビジネスサービス 香川ビジネスサービス株式会社

トモニリース株式会社 トモニカード株式会社 株式会社徳銀キャピタル 大正信用保証株式会社

(2) 非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益 剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理 的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しておりま す

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

- 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項
 - (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 9社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

- 2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (p) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:7年~50年 その他:3年~20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間(10年以内)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。



(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及び それと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記 載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、そ の残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認 められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額 及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める 額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した 資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9.336百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の 払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

(10) 債務保証損失引当金の計上基準

債務保証損失引当金は、従業員持株ESOP信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (5年又は10年)による定額法 により損益処理

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年又は10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会 計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(ETF除く)の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益523百万円を計上しております。



(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算 定会計基準適用指針」という。)を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項 に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用する ことといたしました

これによる当中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、当社グループの成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上 昇へのインセンティブを付与することにより、当社グループの業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高 め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」 を導入しております。

当社が「トモニホールディングス従業員持株会」(以下「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち-定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は令和5年12月までに当社持株会が取得すると 見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会 に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたし ます。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭 が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の 保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己 株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当中間連結会計期間末155百万円、385千株であります。

総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 当中間連結会計期間末において総額法の適用により計上された借入金はありません。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当中間連結会計期間において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り及び当該見積りに用い た仮定につきましては、前連結会計年度の有価証券報告書の「第5 経理の状況」中の「1⑴ 連結財務諸表 注 記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載した内容から重要な変更はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社の出資金の総額

出資金

350百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権 は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証 しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限 る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上される ものであります。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額 11,044百万円 危険債権額 46,784百万円 三月以上延滞債権額 1,756百万円 貸出条件緩和債権額 4,696百万円 64,282百万円 合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由に より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った 債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当 しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生 債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、

元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ず る債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士 協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してお りますが、その額面金額は次のとおりであります。

8,834百万円



4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 233,771百万円 貸出金 11,615百万円 計 245,387百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 9,267百万円 借用金 9,267百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、次のものを差し入れております。

預け金 119百万円 その他資産 29,693百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金 737百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高

494, 428百万円 469, 224百万円

うち原契約期間が1年以内のもの

(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、株式会社徳島大正銀行の事業用の 土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」と して負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令 第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格で(自己所 有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資 産税評価額に基づいて合理的な調整を行って)再評価しており ます。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の 帳簿価額の合計額との差額 2,848百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額

29,242百万円

8. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

劣後特約付借入金

1,200百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務 の額

52,396百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

給与・手当 7,248百万円

2. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

償却債権取立益 202百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

貸出金償却166百万円貸倒引当金繰入額1,397百万円株式等売却損329百万円株式等償却4百万円



4. 減損損失

当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの 帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額35百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その 内訳は、土地20百万円及び建物14百万円であります。

用途 種類 場所 減損損失 稼動資産 営業用店舗 香川県内 19百万円 稼動資産 営業用店舗 愛媛県内 10百万円 徳島県内 4百万円 稼動資産 営業用店舗

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店(又は各グループ店)毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店(又は各グループ店)を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及びその他の連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	163, 728	_	_	163, 728	
合計	163, 728	_	_	163, 728	
自己株式					
普通株式	3, 024	511	1, 480	2, 056	(注)
合計	3, 024	511	1, 480	2,056	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加511千株は取締役会決議による自己株式の取得による増加511千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であり、減少1,480千株は新株予約権の権利行使による減少973千株及び従業員持株ESOP信託から従業員持株会への売却による減少506千株であります。
 - 2. 従業員持株ESOP信託所有の自己株式は、当連結会計年度期首株式数に891千株及び当中間連結会計期間末 株式数に385千株含まれております。
 - 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権の	新株予約	内権の目的と	なる株式の数	汝 (株)	当中間連結会	
区分	新株予約権の内訳	目的となる	当連結会計	当中間連絡	吉会計期間	当中間連結	計期間末残高	摘要
		株式の種類	年度期首	増加	減少	会計期間末	(百万円)	
当社	ストック・オプション						1,005	
=11	としての新株予約権						1,000	
	合計	<u> </u>			1,005			

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年6月28日定時株主総会	普通株式	727	4. 50	令和4年3月31日	令和4年6月29日

- (注) 令和4年6月28日の定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金4百万円を含めております。
 - (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となる もの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年11月11日 取 締 役 会	普通株式	810	利益剰余金	5.00	令和4年9月30日	令和4年12月8日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金1百万円を含めております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定 日本銀行への預け金以外の預け金 現金及び現金同等物 465,525百万円



(リース取引関係)

(借手側)

- 1. ファイナンス・リース取引
 - (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - ① リース資産の内容
 - (7) 有形固定資産

事務機器、ATM及び車両であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項」の「4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内124百万円1年超826百万円合計950百万円

(貸手側)

1. リース投資資産の内訳

リース料債権部分 10,934百万円 見積残存価額部分 5百万円 受取利息配当額 (△) 912百万円 リース投資資産 10,027百万円

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間(連結会計年度)末日後の回収予定額

リース債権	リース投資資産
26百万円	3,391百万円
21百万円	2,689百万円
21百万円	2,041百万円
6百万円	1,362百万円
2百万円	809百万円
0百万円	639百万円
	21百万円 21百万円 6百万円 2百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	458	458	_
(2) 金銭の信託	1, 150	1, 150	_
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	28, 006	27, 952	△53
その他有価証券	718, 484	718, 484	_
(4) 貸出金	3, 310, 444		
貸倒引当金(*1)	△22, 448		
	3, 287, 996	3, 289, 792	1,796
資産計	4, 036, 096	4, 037, 839	1,742
(1) 預金	4, 001, 790	4, 002, 170	379
(2) 譲渡性預金	140, 179	140, 185	6
(3) 借用金	194, 531	194, 538	7
負債計	4, 336, 501	4, 336, 895	393
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(4, 394)	(4, 394)	_
ヘッジ会計が適用されているもの	(44)	(44)	_
デリバティブ取引計	(4, 439)	(4, 439)	_

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。



(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式(*1)(*2)	7, 952
組合出資金(*3)	3, 303

- (*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理を行ったものはありません。
- (*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
 - 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算 定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン プットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

EZ /\		時価(i	百万円)	
区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	_	1, 150	_	1, 150
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	164	293	_	458
その他有価証券				
国債・地方債等	72, 392	161, 531	_	233, 923
社債	_	76, 843	24, 642	101, 486
株式	27, 031	_	_	27, 031
その他	70, 426	281, 744	_	352, 170
デリバティブ取引				
通貨関連	_	1, 141	_	1, 141
資産計	170, 015	522, 705	24, 642	717, 363
デリバティブ取引				
金利関連	_	0	_	0
通貨関連	_	5, 580	_	5, 580
負債計	_	5, 580	_	5, 580

- (*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月 17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の 取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は3,872百万円であります。
- (*2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整額 (単位:百万円)

期首残高	当期の損益又はる	その他の包括利益 その他の 包括利益 に計上(*)	賻 八 、 冗	投資信託の基準価 額を時価とみなす こととした額	茶 半 川 領 で	期末残高	当期の損益に計上した額のうち 中間連結貸借対照表日において 保有する投資信託の評価損益
2, 790	_	49	1,032	3,872	_	3,872	

(*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 (2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分		時価(百	百万円)		
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
有価証券 満期保有目的の債券					
社債	_	_	27, 952	27, 952	
貸出金	_	_	3, 289, 792	3, 289, 792	
資産計	_	_	3, 317, 745	3, 317, 745	
預金	_	4, 002, 170	_	4, 002, 170	
譲渡性預金	_	140, 185	_	140, 185	
借用金	_	187, 000	7, 538	194, 538	
負債計	_	4, 329, 356	7, 538	4, 336, 895	



(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券につい ては、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によ っております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベ ル2の時価に分類しております。 なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しておりま

す。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1 の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。 主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又 は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時 価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を 算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、 TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないイン プットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を 算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大き く異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定 金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費 者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割 り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在 価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日 における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価 額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについ ては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額 を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベ ル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしておりま す。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り 引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いており ます。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定され る利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要 な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)及び通貨関連取引(為替予約等)であり、取引金融機関 から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法により算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察で きないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。



(単位:百万円)

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

(-/ ==== (
区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%~1.00%	0.06%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

	期首残高		景益又は 包括利益 その他の 包括利益 に計上 (*)	購入、 売却、 発行及び 決済の 純額	レベル3の 時価への 振替	レベル 3 の 時価からの 振替	期末残高	当期の損益にの 計上の間においる うら借対いる融融 はにおいるを はなるを を がいる を がいる を がいる を がいる を がいる と に に に に に に に に に に に に る と る と る と
有価証券 その他有価証券 私募債	21, 187	_	5	3, 448	_		24, 642	の評価損益

(*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当社グループは、市場リスク管理部門(ミドル・オフィス)において時価の算定に関する方針及び手続きを 定めており、これに沿って事務管理部門(バック・オフィス)が時価を算定しております。算定された時価 は、市場リスク管理部門(ミドル・オフィス)において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの 妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、 時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このイン プットの著しい増加(減少)は、それ単独では、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなります。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名 営業経費

67百万円

2. ストック・オプションの内容

	令和4年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役24名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 477,600株
付与日	令和4年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	令和4年7月22日~令和34年7月21日
権利行使価格(注)2	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価(注)2	1株当たり 263円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
 - 2. 1株当たりに換算して記載しております。



(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 314百万円 有形固定資産の取得に伴う増加額 17百万円 時の経過による調整額 0百万円 資産除去債務の履行による減少額 14百万円 期末残高 317百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

区分	当中間連結会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
役務取引等収益	3, 510
預金・貸出金業務	378
為替業務	734
証券関連業務	699
代理業務	392
保護預り・貸金庫業務	38
その他業務	1, 267
顧客との契約から生じる経常収益	3, 510
上記以外の経常収益	34, 785

(注) 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

1,454円91銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額
 238,654百万円
 純資産の部の合計額から控除する金額
 うち新株予約権
 うち非支配株主持分
 普通株式に係る中間期末の純資産額
 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間
 期末の普通株式の数

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益 42円49銭

(算定上の基礎)

親会社株主に帰属する中間純利益 6,848百万円 普通株主に帰属しない金額 一百万円 普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 6,848百万円 普通株式の期中平均株式数 161,152千株 (2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 41円67銭 (算定上の基礎)

親会社株主に帰属する中間純利益調整額 — 百万円 普通株式増加数 3,181千株 うち新株予約権 3,181千株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当た

り中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 3. 従業員持株ESOP信託が所有する当社株式数385千株を、「1株当たり純資産額」の算定上、中間期末(期末)

純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

3. 促業員持株ESOF信託が所有する自任株式級385千株を、「1株当たり純資産額」の算定工、中间期末(期末) 発行済株式数から控除する自己株式に含めております。 また、同株式の期中平均株式数656千株を、「1株当たり中間純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



時価等情報 (連結)

■有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

		令	和3年度中間	朝	令	和4年度中間	朝
	種類	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	_	_	_	_	_	_
	地方債	_	_	_	_	_	_
	短期社債	_	_	_	_	_	_
	社債	15, 647	15, 809	162	15, 920	16, 047	127
	その他	_	_	_	_	_	_
	小計	15, 647	15, 809	162	15, 920	16, 047	127
	国債	_	_	_	_		_
	地方債	_	_	_	_	_	_
時価が中間連結貸借対	短期社債	_	_	_	_	_	_
照表計上額を超えない もの	社債	9, 131	9, 023	△108	12, 085	11, 904	△180
	その他	_	_	_	_	_	_
	小計	9, 131	9, 023	△108	12, 085	11, 904	△180
合計		24, 779	24, 833	54	28, 006	27, 952	△53

2. その他有価証券

		令	和3年度中間	朝	令	和4年度中間	期
	種類 株式 債券 国債 地方債 短期社債 社債 その他 小計 株式 債券	中間連結貸借 対照表計上額	取得原価	差額	中間連結貸借 対照表計上額	取得原価	差額
	株式	35, 040	22, 193	12, 846	21, 103	12, 972	8, 131
	債券	192, 969	191, 781	1, 187	55, 621	55, 168	452
	国債	44, 182	43, 777	404	15, 393	15, 286	107
中間連結貸借対照表計	地方債	83, 500	83, 305	195	7, 693	7, 666	27
上額が取得原価を超え るもの	短期社債	_	_	_	_	_	_
	社債	65, 286	64, 698	587	32, 534	32, 215	318
	その他	196, 117	179, 648	16, 469	66, 073	58, 349	7, 724
	小計	424, 127	393, 623	30, 503	142, 799	126, 490	16, 308
	株式	11, 039	12, 047	△1,007	5, 928	6, 761	△832
	債券	161, 731	162, 217	△485	279, 788	284, 588	△4,800
	国債	16, 879	17, 036	△156	56, 998	60, 235	△3, 237
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え	地方債	80, 934	81, 007	△72	153, 837	154, 888	△1,050
上領が取付原価を超え ないもの	短期社債	_	_	_	_	_	_
	社債	63, 916	64, 173	△256	68, 952	69, 464	△512
	その他	79, 666	81, 949	△2, 282	290, 413	308, 991	△18, 578
	小計	252, 437	256, 213	△3, 776	576, 129	600, 341	△24, 211
合計		676, 564	649, 836	26, 727	718, 928	726, 831	△7, 903



3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前中間連結会計期間において減損処理を行ったものはありません。

当中間連結会計期間における減損処理額は、4百万円(うち株式4百万円、その他-百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

令和3年度中間期	令和4年度中間期
26, 727	△7,879
26, 727	△7,879
_	_
8, 110	_
_	2, 471
18, 616	△5, 408
246	202
_	_
18, 370	△5, 611
	26, 727 26, 727 — 8, 110 — 18, 616 246 —

⁽注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額令和3年度中間期△0百万円(損)、 令和4年度中間期23百万円(益)を含めております。



デリバティブ取引関係 (連結)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における 契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等に ついては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引 (単位:百万円)

		令和3年度中間期				令和4年度中間期			
区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	金利スワップ								
占與	受取変動・支払固定	584	84	$\triangle 3$	△3	77	77	$\triangle 0$	$\triangle 0$
	合計			△3	△3			$\triangle 0$	△0

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

(単位:百万円)

		令和3年度中間期				令和4年度中間期			
区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
	為替予約								
店頭	売建	162, 325	252	△1, 785	△1, 785	292, 721	68	$\triangle 5,391$	△5, 391
	買建	2, 112	251	69	69	16, 849	65	997	997
合計				$\triangle 1,715$	△1,715			△4, 394	△4, 394

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) **金利関連取引** (単位:百万円)

		令和3年	度中間期		令和4年度中間期				
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
金利スワップの 特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	237	_	(注)	_	_	_	_
1					_				

⁽注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

(単位:百万円)

		令和3年度中間期				令和4年度中間期			
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の 貸出金	441	_	△9	外貨建の 貸出金	445	_	△44
É	計				△9				△44

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。



自己資本の充実の状況(連結)

当社グループは、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱(市場規律))として、中間連結会計年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及び子会社等の保有する資

連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及び子会社等の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当社グループは、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法(注)を採用しております。

(注) 標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び連結自己資本比率(国内基準)

10女件の構成のと相目の女子和子(白門を子)		(単位:日万円)
項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	225, 554	237, 891
うち、資本金及び資本剰余金の額	50, 806	50, 961
うち、利益剰余金の額	176, 826	188, 490
うち、自己株式の額(△)	1, 350	750
うち、社外流出予定額 (△)	727	810
うち、上記以外に該当するものの額	_	_
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	718	705
うち、為替換算調整勘定	_	_
うち、退職給付に係るものの額	718	705
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	1, 215	1,005
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	11, 038	10, 495
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11, 038	10, 495
うち、適格引当金コア資本算入額	_	· —
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれ る額	_	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,800	1, 200
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額 のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額 のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	302	200
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	777	445
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	241, 407	251, 944
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額 の合計額	909	882
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	909	882
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	122	77
適格引当金不足額	_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
退職給付に係る資産の額	3, 833	4, 214
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	_	_
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの 額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するも のの額	_	_
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	_	_
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの 額	_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するも のの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (1)	4, 866	5, 175
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(p)) (^)	236, 541	246, 769



項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	2, 574, 021	2, 700, 212
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1, 299	210
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1, 500	_
うち、上記以外に該当するものの額	200	210
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	_	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	97, 858	100, 091
信用リスク・アセット調整額	_	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	2, 671, 879	2, 800, 304
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.85%	8.81%



■定量的な開示事項

■その他金融機関等(告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 (単位:百万円)

	会和3年	度中間期	令和4年度中間期		
項目				所要自己資本額	
【資産(オン・バランス)項目】	7777 7 271	/// 女自己員不识	7777 7 271	// 女 1 二 頁 个 版	
現金	_	_	_	_	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_	
外国の中央政府及び中央銀行向け	13, 697	547	4, 282	171	
国際決済銀行等向け		_		_	
我が国の地方公共団体向け	_	_	_	_	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	_	_	_	_	
国際開発銀行向け	269	10	100	4	
地方公共団体金融機構向け	1,879	75	1,879	75	
我が国の政府関係機関向け	2, 461	98	3, 235	129	
地方三公社向け		_		_	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13, 440	537	16, 780	671	
法人等向け	1, 251, 846	50, 073	1, 333, 570	53, 342	
中小企業等向け及び個人向け	487, 908	19, 516	509, 012	20, 360	
抵当権付住宅ローン	92, 595	3, 703	87, 392	3, 495	
不動産取得等事業向け	506, 058	20, 242	544, 305	21, 772	
三月以上延滞等	1, 807	72	1,719	68	
取立未済手形		_	_	_	
信用保証協会等による保証付	11, 317	452	11, 495	459	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	_	_	_	_	
出資等	42, 384	1, 695	27, 686	1, 107	
(うち出資等のエクスポージャー)	42, 384	1, 695	27, 686	1, 107	
(うち重要な出資のエクスポージャー)		_			
上記以外	70, 905	2,836	69, 167	2, 766	
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	2, 500	100	_	_	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	11, 514	460	11, 834	473	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	_	_	_	_	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	_	_	_	_	
(うち上記以外のエクスポージャー)	56, 890	2, 275	57, 333	2, 293	
証券化	_	_	_	_	
(うちSTC要件適用分)	_	_	_	_	
(うち非STC要件適用分)	_	_	_	_	
再証券化	_	_	_	_	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	55, 857	2, 234	50, 048	2,001	
(うちルック・スルー方式)	55, 777	2, 231	49, 837	1, 993	
(うちマンデート方式)	79	3	210	8	
(うち蓋然性方式 (250%))	_	_	_	_	
(うち蓋然性方式 (400%))	_				
(うちフォールバック方式 (1250%))					
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	200	8	210	8	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,500	△60	_	_	
資産 (オン・バランス) 計	2, 551, 130	102, 045	2, 660, 887	106, 435	



(単位:百万円)

佰日	令和3年	度中間期	令和4年度中間期		
項目	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	
【オフ・バランス取引等項目】					
原契約期間が1年以下のコミットメント	489	19	494	19	
短期の貿易関連偶発債務	143	5	211	8	
特定の取引に係る偶発債務	1, 069	42	601	24	
原契約期間が1年超のコミットメント	7, 631	305	12, 119	484	
信用供与に直接的に代替する偶発債務	4, 627	185	4, 548	181	
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	_	_	_	_	
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は 有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	348	13	304	12	
派生商品取引	3, 432	137	8, 418	336	
オフ・バランス取引等 計	17, 741	709	26, 697	1,067	
【CVAリスク相当額に係る額】(簡便的リスク測定方式)	5, 148	205	12, 627	505	
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	_	_	_	_	
合計	2, 574, 021	102, 960	2, 700, 212	108, 008	

⁽注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本の額

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期	
供 日	所要自己資本額	所要自己資本額	
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク (標準的手法)	102, 960	108, 008	
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	3, 914	4, 003	
습計	106, 875	112, 012	



■信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位:百万円)

	令和3年度中間期				令和4年度中間期					
	信用リスクに	関するエクス	ポージャーの	中間期末残高	三月以上延滞エ				中間期末残高	三月以上延滞エ
		貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)	・ クスポージャー の中間期末残高 (注3)		貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)	クスポージャー の中間期末残高 (注3)
国内計	4, 502, 133	3, 079, 384	527, 303	4, 570	2, 348	4, 443, 405	3, 232, 319	479, 187	5, 360	2, 103
国外計	250, 284	92, 423	144, 193	10, 833	_	408, 704	105, 060	235, 151	66, 012	_
地域別合計	4, 752, 417	3, 171, 807	671, 496	15, 404	2, 348	4, 852, 110	3, 337, 380	714, 339	71, 373	2, 103
製造業	238, 588	187, 724	28, 540	0	16	227, 363	190, 408	21, 464	0	216
農業、林業	10, 153	9, 641	480	_	4	10,007	9, 694	280	_	7
漁業	4, 675	3, 892	730	_	8	4, 730	3, 999	730	_	12
鉱業、採石業、砂利採取業	7, 132	6, 927	_	_	10	7, 112	7,012	100	_	2
建設業	200, 395	189, 208	8, 885	0	254	207, 617	198, 653	8, 036	0	241
電気・ガス・熱 供給・水道業	57, 566	49, 497	6, 169	_	_	65, 125	56, 693	6, 595	_	_
情報通信業	25, 132	18, 686	4, 595	_	_	25, 252	19, 860	4, 523	_	_
運輸業、郵便業	283, 784	276, 993	6, 436	101	_	325, 902	319, 940	5, 456	315	0
卸売業、小売業	251, 784	237, 753	11, 214	2	451	263, 013	250, 373	11, 556	2	372
金融業、保険業	626, 345	53, 433	95, 465	15, 295	93	629, 463	62, 096	96, 349	71, 020	72
不動産業、物品賃貸業	841, 415	823, 718	16, 474	3	603	890, 943	870, 655	19, 174	4	349
各種サービス業	440, 123	427, 034	10, 775	_	145	451,090	438, 817	11, 125	_	207
地方公共団体	296, 690	115, 853	180, 676	_	_	283, 756	115, 015	168, 590	_	_
その他	1, 468, 628	771, 442	301, 052	_	759	1, 460, 730	794, 158	360, 356	29	621
業種別合計	4, 752, 417	3, 171, 807	671, 496	15, 404	2, 348	4, 852, 110	3, 337, 380	714, 339	71, 373	2, 103
1年以下	776, 411	705, 268	69, 187	1, 511		820, 329	765, 749	50, 888	3, 236	
1年超3年以下	376, 137	264, 049	111, 974	41		403, 656	281, 493	122, 024	27	
3年超5年以下	406, 917	270, 317	136, 521	_		405, 184	263, 640	141, 423	_	
5年超7年以下	291, 440	175, 168	116, 198	_		291, 090	171, 740	119, 286	_	
7年超10年以下	606, 209	392, 266	213, 706	_		639, 475	409, 689	229, 476		
10年超	1, 381, 379	1, 358, 550	22, 819	_		1, 488, 800	1, 439, 259	49, 512	_	
期間の定めのないもの	913, 920	6, 187	1, 089	13, 851		803, 573	5, 806	1, 728	68, 108	
残存期間別合計	4, 752, 417	3, 171, 807	671, 496	15, 404		4, 852, 110	3, 337, 380	714, 339	71, 373	

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
 - 2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
 - 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
 - 4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額 (単位:百万円)

MXX(F)31-1-1 [E)33(F)31-1-1	11761411 DOLLES	(中国・ログロ)		
種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和3年度中間期	11, 507	△468	11, 038
	令和4年度中間期	11, 272	△777	10, 495
個別貸倒引当金	令和3年度中間期	10, 613	417	11, 031
個別負徴勿言筮	令和4年度中間期	10, 730	1, 797	12, 528
特定海外債権引当勘定	令和3年度中間期			
付足(時)下頃惟り ヨ関)足	令和4年度中間期	_	_	_
合計	令和3年度中間期	22, 121	△50	22, 070
	令和4年度中間期	22, 003	1,020	23, 023



個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位:百万円)

地域別・業種別	令	和3年度中間	期	令和4年度中間期			
地域別 * 未種別	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高	
国内計	10, 613	418	11, 031	10, 730	1, 797	12, 528	
国外計						_	
地域別合計	10, 613	418	11, 031	10, 730	1, 797	12, 528	
製造業	785	146	931	1, 374	487	1,861	
農業、林業	104	116	220	213	△91	122	
漁業	25	54	79	81	△66	14	
鉱業、採石業、砂利採取業	533	$\triangle 12$	521	516	13	529	
建設業	756	66	822	774	127	901	
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	1	1	2	3	
情報通信業	240	△47	193	166	2	168	
運輸業、郵便業	726	△200	526	508	△15	493	
卸売業、小売業	1, 396	△40	1, 356	1, 445	117	1, 563	
金融業、保険業	14	4	18	18	$\triangle 0$	17	
不動産業、物品賃貸業	2, 624	△74	2, 550	2, 565	270	2,836	
各種サービス業	2, 144	167	2, 311	1, 705	953	2,658	
地方公共団体	_	_	_		_	_	
その他	1, 259	240	1, 499	1, 359	△3	1, 356	
業種別合計	10, 613	418	11, 031	10, 730	1, 797	12, 528	

⁽注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しており ます。

業種別の貸出金償却の額

合計

業種別の貸出金償却の額		(単位:百万円)
業種別	令和3年度中間期	令和4年度中間期
製造業	8	_
農業、林業	_	_
漁業	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_
建設業	44	8
電気・ガス・熱供給・水道業	-	_
情報通信業	19	_
運輸業、郵便業	2	63
卸売業、小売業	85	4
金融業、保険業	-	<u> </u>
不動産業、物品賃貸業	17	28
_ 各種サービス業	80	59
地方公共団体	<u> </u>	<u> </u>
その他	0	1

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高 (単位・百万円)

257

リスノ・フェイトの区別こと	の旧用リヘノ門拠別未動木	を放いエノスホーノヤ	况同	(中位・ログ11)
	令和3年	- 度中間期	令和4年	度中間期
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	61, 733	1, 400, 509	173, 138	1, 190, 339
10%	_	157, 021	_	167, 179
20%	121, 135	711	156, 642	3, 657
35%	_	264, 522	_	249, 667
40%	500	_	500	_
50%	164, 968	159, 122	303, 754	86
70%	500	_	500	_
75%	_	564, 205	_	595, 789
100%	30, 029	1, 751, 816	18, 315	1, 868, 536
150%	_	833	_	2, 251
250%	_	4,605	_	4, 733
合計	378, 868	4, 303, 349	652, 851	4, 082, 241

- 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。 (注) 1. なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 - 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエク スポージャーが含まれています。

告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号、第226条(告示第103条及び第105条において準用する場合 に限る。)並びに第226条の4第1項第1号及び第2号(告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。) の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 該当ありません。

166



(単位:百万円)

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
適格金融資産担保	65, 829	111, 760
適格保証又はクレジット・デリバティブ	420, 050	402, 218

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる 派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式 (注) にて算出しております。 (注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテン シャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

おようし取りのグロスを構築してしの好ながと伝わり好

派生商品取引のグロス再構染コストの額及び与信相当額		(単位:百万円)
	令和3年度中間期	令和4年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	8, 015	51, 187
グロスのアドオンの合計額 (B)	8,712	22, 125
与信相当額(担保による信 (C) 用リスク削減効果勘案前) (C)	16, 727	73, 313
派生商品取引	16, 727	73, 313
外国為替関連取引	6, 699	37, 497
金利関連取引	420	546
株式関連取引	_	_
その他取引	_	_
クレジット・デリバティブ	9, 607	35, 269
(A) + (B) - (C)	_	_
担保の額	_	32, 629
適格金融資産担保	_	32, 629
与信相当額 (担保による信用 リスク削減効果勘案後)	16, 727	40, 683
(22.) == += &(!!# ## 28 = 2/ 38 = 21.1. =	// E3 // 44 BB/4-22 31 - 6 /5 /5 /6 /2 32 32 32 32 32 32	- 10 7 7

⁽注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位:百万円)

		令和3年度中間期	令和4年度中間期
クレジット・デリバティブの種類			
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	0	_
クレングド・アフォルド・スクップ	プロテクションの提供	67, 191	163, 919
トータル・リターン・スワップ	プロテクションの購入		
	プロテクションの提供		
合計	プロテクションの購入	0	
	プロテクションの提供	67, 191	163, 919

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額 (単位:百万円)

		(1 2 1 17 17)
	令和3年度中間期	令和4年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	0	_

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる 証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。



■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる 出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和3年度中間期		令和4年度中間期		
	中間連結貸借対照表計上額	時価	時価		
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	46, 079		27, 031		
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	8, 143		7, 952		
合計	54, 223	54, 223	34, 984	34, 984	

売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
売却に伴う損益の額	94	1, 987
償却に伴う損益の額	△9	△4

中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位:百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
ー 中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結 損益計算書で認識されない評価損益の額	11,839	7, 298
- 中間連結貸借対照表及び中間連結損益 計算書で認識されない評価損益の額	_	_

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
ルック・スルー方式	113, 262	121, 569
マンデート方式	79	608
蓋然性方式 (250%)	_	_
蓋然性方式 (400%)	_	_
フォールバック方式(1250%)	_	_
合計	113, 342	122, 177

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセット を算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
 - 2. 「マンデート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準(マンデート)に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
 - 3. 「蓋然性方式(250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
 - 4. 「蓋然性方式(400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
 - 5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番		∠EVE		∠NII	
切留		令和3年度中間期	令和4年度中間期	令和3年度中間期	令和4年度中間期
1	上方パラレルシフト	19, 652	15, 656	16, 514	16, 174
2	下方パラレルシフト	96	_	1, 392	1,990
3	スティープ化	7, 825	6, 487		
4	最大値	19, 652	15, 656	16, 514	16, 174
		令和3年度中間期		令和4年	度中間期
5	自己資本の額	236, 541		246, 769	

(注)銀行子会社の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であること等の理由から、当社グループの金利リスク量計測の対象としておりません。